

## 令和5年度放課後児童支援員等の現任研修募集要項

### 1 目的

本研修は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図ることを目的とする。

※ 本研修の受講修了者は、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び障害児受入推進事業の対象者となります。

### 2 受講対象者

放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者など。

#### (1) 初任者研修

従事経験年数が3年未満の者

#### (2) 中堅者研修

従事経験年数が3年以上の者

※ いずれの研修も原則として、放課後児童クラブの「支援の単位」毎に1名まで

※ 従事経験年数は当該研修の実施日時点

### 3 研修日時・会場・定員

#### (1) 初任者研修

##### 【1回目】

令和5年7月9日（日） 9：30～16：30（受付9：10～9：20）

北薩会場：SSプラザせんだい

##### 【2回目】

令和5年9月16日（土） 9：30～16：30（受付9：00～9：15）

鹿児島会場：かごしま県民交流センター 大ホール

#### (2) 中堅者研修

##### 【1回目】

令和5年7月2日（日） 9：30～16：30（受付9：00～9：15）

鹿屋会場：鹿屋市中央公民館

##### 【2回目】

令和5年10月30日（月） 9：30～16：30（受付9：00～9：15）

鹿児島会場：かごしま市民福祉プラザ 5階大会議室

#### (3) 定員 【初任者研修】

1回目 100名

2回目 100名

##### 【中堅者研修】

1回目 60名

2回目 100名

#### 4 受講費用

1, 000円 (事前振込制となります。振込用紙は、受講票と一緒に送付されます。)  
※ただし、研修会場への旅費及び宿泊費、受講費用の振込手数料等については受講者負担となります。

#### 5 研修項目・科目及び時間数

##### 【初任者】

- (1) 障がいのある子どもの理解と支援【1時間30分】
- (2) 感染症・事故・ケガの防止【1時間】
- (3) 児童虐待の現状と地域でできる支援【1時間30分】
- (4) 子どもの権利と学童ほいくの生活と遊び【1時間30分】
- (5) その他

##### 【中堅者】

- (1) 障がいのある子どもの理解と支援【1時間30分】
- (2) 感染症・事故・ケガの防止【1時間】
- (3) 児童虐待の現状と地域でできる支援【1時間30分】
- (4) 子どもの権利と学童ほいくの生活と遊び【1時間30分】
- (5) その他

※研修内容については、変更する場合があります。

#### 6 研修時間割

初任者		中堅者	
9:15～9:25	ガイダンス	9:15～9:25	ガイダンス
9:30～11:00	講義(1)	9:30～11:00	講義(1)
11:15～12:45	講義(2)	11:15～12:45	講義(2)
12:45～13:30	昼食	12:45～13:30	昼食
13:30～15:00	講義(3)	13:30～15:00	講義(3)
15:15～16:15	講義(4)	15:15～16:15	講義(4)

#### 7 申込方法

受講申込書(様式1)と実務経験証明書(様式2)に必要事項を記入の上、以下の申込期間中に申込先へ郵送又は持参してください。(申込期限は厳守してください。)

##### (1) 初任者研修

##### 【申込期間】

- 1回目：令和5年6月1日(木)～6月26日(月)必着
- 2回目：令和5年8月1日(火)～8月15日(火)必着

## (2) 中堅者研修

### 【申込期間】

1回目：令和5年6月1日（木）～6月19日（月）必着

2回目：令和5年9月1日（金）～9月15日（金）必着

### 申込先

「鹿児島県放課後児童支援員等現任研修事務局」

（一社）鹿児島県児童クラブ連絡協議会

〒899-4301

住所：鹿児島県霧島市国分重久2190番地 101号室

TEL. 0995（47）2666

FAX. 0995（47）7266

### 【受講申込必要書類：各1部】

#### ①受講申込書 … 様式1 【必須】

- ・原則として、申込者本人が記名（自署）してください。

#### ②返信用封筒【必須】

- ・ **94円切手**を貼り宛先（個人宛）を記入した返信用封筒（長形3号封筒（定型最大）、A4版用紙が三つ折りに入るサイズ）を同封してください。
- ・ 返信用封筒が入っていない場合は、研修の受講についてお知らせできない場合があります。

#### ③実務経験証明書…様式2 【必須】

※ 児童クラブの管理者、運営委員会回答などが発行する証明となります。

※ 以前に勤務していた職場から従事証明書をもらう場合は、必ず、その職場の押印が必要です。

## 8 受講者の決定及び通知

- (1) 受講決定された方には、事前に「受講票（受講決定通知）」をお送りしますので、当日御持参ください。  
なお、受講に際し、受講者本人であることの確認を行う場合がありますので、運転免許証等本人であることを証明できる書類を御持参ください。
- (2) 申込多数等により受講していただくことができない場合は、その旨文書でお知らせします。その場合であっても原則受講申込書は返却しません。
- (3) 研修開始日の4日前までに、上記(1)の「受講票（受講決定通知）」が届かない場合は、研修事務局にお問い合わせください。
- (4) 受講費用は事前振り込みとします。指定日までにお振り込みが無い場合、研修への参加ができません。（原則、振り込み後の受講費用は返金いたしませんので、御了承ください。）

## 9 修了証書等

(1) 研修科目履修者に対して「修了証書」及び「研修履歴カード」を交付します。

※「修了証書」はすべての研修科目を修了したことを証明するものであり、「研修履歴カード」は修了した研修科目の内容及び一部の研修科目を修了したことを証明するものになります。

(2) 上記(1)は、研修終了後、郵送でお届けします。

(注) 原則として、1科目10分以上の遅刻又は早退した場合は欠席と見なします。

また、受講態度が著しく不良の場合は、修了証書を発行できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書発行後であっても、修了取り消し等の措置をとります。

## 10 その他

(1) 体調が優れない場合は、受講を控えてください。

(2) 台風接近等により研修をオンラインで開催する場合や中止する場合は、研修日の2日前までに鹿児島県ホームページにて情報を掲載する予定です。

(掲載場所：ホーム>健康・福祉>結婚，妊娠・出産，子育て

>保育士・子育て支援員>放課後児童支援員として働く)

(3) 研修変更のご連絡は、下記お問い合わせ番号から個人の携帯及び児童クラブへご連絡させていただきます。

## 11 お問い合わせ先

「鹿児島県放課後児童支援員等現任研修事務局」

(月曜～金曜 10:00～15:00)

(一社)鹿児島県児童クラブ連絡協議会

〒899-4301

住所：鹿児島県霧島市国分重久2190番地 101号室

TEL. 0995(47)2666

(緊急連絡先 080-5602-9372)

FAX. 0995(47)7266